



島根県報

平成16年12月21日(火)
第 1 635 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

職員の研修に関する事務の受託の廃止	(人 事 課)	1
公平委員会の事務の受託の廃止	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
保安林の指定施業要件の変更(2件)	(森 林 整 備 課)	5
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	(")	7
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	7

訓 令

島根県職員服務規程の一部改正	(人 事 課)	8
島根県職員研修規程の一部改正	(")	13

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	13
---------------------------	-----------------	----

特 定 調 達 公 告

空港用3,000立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の落札者等	(港 湾 空 港 課)	14
-----------------------------------	-------------	----

正 誤

平成16年10月29日付け島根県報第1,620号中	(人 事 委 員 会)	14
---------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第1,245号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成16年12月31日をもって、次に掲げる町の職員の研修に関する事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

町

飯石郡頓原町

飯石郡赤来町

島根県告示1,246号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成16年12月31日をもって、島根県と次に掲

げる町との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄田信義

町

飯石郡頓原町

飯石郡赤来町

島根県告示第1,247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
安来市	安来市安来町878番地2	訪問看護	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日
安来市	安来市安来町878番地2	訪問リハビリテーション	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日
安来市	安来市安来町878番地2	居宅介護支援事業	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日
安来市	安来市安来町878番地2	通所リハビリテーション	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日
安来市	安来市安来町878番地2	短期入所療養介護	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日
安来市	安来市安来町878番地2	通所介護	痴呆専用通所介護「ひだまり」	安来市広瀬町広瀬1911-1	平成16年10月1日
安来市	安来市安来町878番地2	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム「なごみ」	安来市広瀬町広瀬1911-1	平成16年10月1日
美郷町	邑智郡美郷町粕淵168番地	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション	美郷町国民健康保険大和診療所	邑智郡美郷町都賀本郷163番地	平成16年10月1日
美郷町	邑智郡美郷町粕淵168番地	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション	美郷町国民健康保険大和診療所比之宮出張所	邑智郡美郷町宮内562番地3	平成16年10月1日
邑南町	邑智郡邑南町矢上6000番地	居宅療養管理指導、訪問看護	邑南町国民健康保険直営日貫診療所	邑智郡邑南町日貫3023-3	平成16年10月1日
邑南町	邑智郡邑南町矢上6000番地	居宅療養管理指導、訪問看護	邑南町国民健康保険直営井原診療所	邑智郡邑南町井原2201-2	平成16年10月1日

邑南町	邑智郡邑南町矢上6000番地	居宅療養管理指導、訪問看護	邑南町国民健康保険直営阿須那診療所	邑智郡邑南町阿須那150 - 1	平成16年10月1日
邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	訪問リハビリテーション	邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年10月1日
社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会	邑智郡美郷町粕淵195番地1	居宅介護支援事業	美郷町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	邑智郡美郷町粕淵195番地1	平成16年10月1日
社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会	邑智郡美郷町粕淵195番地1	訪問介護	美郷町社会福祉協議会 訪問介護事業所	邑智郡美郷町粕淵195番地1	平成16年10月1日
社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会	邑智郡美郷町粕淵195番地1	通所介護	美郷町社会福祉協議会 通所介護事業所 デイサービスセンターつくし苑	邑智郡美郷町潮村300番地1	平成16年10月1日
邑南町	邑智郡邑南町矢上6000番地	居宅介護支援事業	邑南町居宅介護支援事業所	邑智郡邑南町矢上6000番地	平成16年10月1日
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	邑智郡邑南町高見485 - 1	居宅介護支援事業	邑南社協中部居宅介護支援事業所	邑智郡邑南町高見485 - 1	平成16年10月1日
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	邑智郡邑南町高見485 - 1	福祉用具貸与	邑南社協福祉用具貸与事業所	邑智郡邑南町高見485 - 1	平成16年10月1日
社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	邑智郡邑南町高見485 - 1	居宅介護支援事業	邑南社協西部居宅介護支援事業所	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年10月1日
株式会社 しんわ	八束郡東出雲町大字下意東761番地1	通所介護	デイサービスしんわ	八束郡東出雲町大字下意東761番地1	平成16年10月26日
株式会社 しんわ	八束郡東出雲町大字下意東761番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームしんわ	八束郡東出雲町大字下意東761番地1	平成16年10月26日

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
安来市立病院	介護療養型医療施設	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日

島根県告示第1,248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
広瀬町	能義郡広瀬町広瀬703番地	居宅療養管理指導	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
広瀬町	能義郡広瀬町広瀬703番地	訪問看護	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
広瀬町	能義郡広瀬町広瀬703番地	訪問リハビリテーション	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
広瀬町	能義郡広瀬町広瀬703番地	居宅介護支援事業	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
広瀬町	能義郡広瀬町広瀬703番地	通所リハビリテーション	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
広瀬町	能義郡広瀬町広瀬703番地	短期入所療養介護	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
大和村	邑智郡大和村大字都賀本郷43-1	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション	大和村国民健康保険診療所	邑智郡大和村大字都賀本郷163番地	平成16年9月30日
大和村	邑智郡大和村大字都賀本郷43-1	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション	大和村国民健康保険診療所比之宮出張所	邑智郡大和村大字宮内562番地3	平成16年9月30日
石見町	邑智郡石見町大字矢上6000番地	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション	石見町国民健康保険直営日貴診療所	邑智郡石見町大字日貴3023-3	平成16年9月30日
石見町	邑智郡石見町大字矢上6000番地	居宅療養管理指導、訪問看護	石見町国民健康保険直営井原診療所	邑智郡石見町大字井原2201-2	平成16年9月30日
石見町外6ヶ町村病院組合 公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野3848-2	訪問リハビリテーション	石見町外6ヶ町村病院組合 公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野3848-2	平成16年9月30日
石見町	邑智郡石見町大字矢上6000番地	居宅療養管理指導、訪問看護	石見町国民健康保険直営日和診療所	邑智郡石見町大字矢上6000	平成16年9月1日
社会福祉法人 邑智町社会福祉協議会	邑智郡邑智町大字粕淵195番地1	居宅介護支援事業	邑智町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	邑智郡邑智町大字粕淵195-1	平成16年9月30日
社会福祉法人 邑智町社会福祉協議会	邑智郡邑智町大字粕淵195番地1	訪問介護	邑智町社会福祉協議会 訪問介護事業所	邑智郡邑智町大字粕淵195-1	平成16年9月30日
社会福祉法人 大和村社会福祉協議会	邑智郡大和村大字都賀本郷163番地	訪問介護	指定訪問介護事業所	邑智郡大和村大字都賀本郷163	平成16年9月30日

社会福祉法人 大和村社会福祉協議会	邑智郡大和村大字都賀本郷163番地	通所介護	大和村デイ・サービスセンター	邑智郡大和村大字潮村300 - 1	平成16年9月30日
石見町	邑智郡石見町大字矢上6000番地	居宅介護支援事業	石見町居宅介護支援事業所	邑智郡石見町矢上6000番地	平成16年9月30日
社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会	邑智郡瑞穂町大字高見485番地 1	居宅介護支援事業	瑞穂町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	邑智郡瑞穂町大字高見485番地 1	平成16年9月30日
社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会	邑智郡瑞穂町大字高見485番地 1	福祉用具貸与	瑞穂町社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	邑智郡瑞穂町大字高見485番地 1	平成16年9月30日
社会福祉法人 石見町社会福祉協議会	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	居宅介護支援事業	石見町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	平成16年9月30日

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
広瀬町立広瀬病院	介護療養型医療施設	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日

島根県告示第1,249号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町奥田原1313から1315まで、1385 - 2、1399、1872、1873 - 1、1873 - 2、1874から1877まで、1887、1888、1913、1915、伯太町上小竹1107、1108、1111内1、1112、1112内1から1112内5まで、下小竹1091 - 3、1091 - 17から1091 - 25まで、下十年畑652 - 1、峠之内788 - 67

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,250号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の

3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八束郡東出雲町大字須田字尻谷1796 - 4、字小屋ノ谷1796 - 9、字ヨシケ谷1796 - 10、字イヒネケ谷1796 - 11、字畑ケ尻1796 - 48

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,251号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
大田市	平成15年度～16年度	37枚	3冊	大田	平成16年12月14日
美都町	平成14年度～16年度	26枚	1冊	小原	平成16年12月14日

島根県告示第1,252号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	432号	仁多郡仁多町大字亀嵩92番17地先から同大字2220番1地先まで	前 A	メートル 6.00～ 14.00	メートル 930.00	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			A	6.00～ 14.00	930.00	

			後	12.00 ~ 34.00	856.00	木次土木建築事務所仁多土木事業所	ダブルウェイ
"	"	仁多郡仁多町大字亀嵩2220番1地先から同大字1539番1地先まで	前	7.00 ~ 15.00	414.00		道路改良工事
			後	13.00 ~ 23.00	414.00		拡幅
県 道	杉戸仁多線	雲南市吉田町上山字上山1177番2地先から同字1177番4地先まで	前	7.00 ~ 18.00	102.00	木次土木建築事務所	災害防除工事
			後	8.00 ~ 27.50	102.00		拡幅
"	"	雲南市吉田町上山字上山918番1地先から同字917番1地先まで	前	7.00 ~ 14.00	187.00		災害防除工事
			後	11.00 ~ 26.00	187.00		拡幅
"	"	雲南市吉田町曾木字曾木713番1地先から同字713番8地先まで	前	4.50 ~ 9.00	170.00		災害防除工事
			後	14.50 ~ 33.00	170.00		拡幅
"	"	雲南市吉田町曾木字曾木265番3地先から同字712番4地先まで	前	4.00 ~ 6.50	75.00	災害防除工事	
			後	6.00 ~ 13.00	75.00	拡幅	

島根県告示第1,253号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	川本大家線	邑智郡川本町大字湯谷853番1地先から同地先まで	メートル 92.00	平成16年 12月24日	川本土木建築事務所	

島根県告示第1,254号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に改める。

訓 令

島根県訓令第17号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

出 勤 簿 (年)
(表)

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	備考		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
1月																		
2月																		
3月																		
4月																		
5月																		
6月																		

職 名	氏 名
-----	-----

様式第 5 号中「課長補佐」、「人事係長」及び「課員」を削る。

様式第 7 号中「課長補佐
(課長)」、「係長」、「人事係長」及び「課員」を削る。

様式第 9 号中「課長補佐
(課長)」及び「係長」を削る。

様式第12号中「課長補佐
(課長)」、「係長」及び「課員」を削る。

様式第14号中「課長」及び「係長」を削る。

様式第15号中「補 佐
(課長)」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

島根県訓令第18号

本 庁
地方機関

島根県職員研修規程（昭和61年島根県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年12月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 経営応援隊さんいん

3 代表者の氏名

上田治城

4 主たる事務所の所在地

松江市学園南 2 丁目10番14号

5 定款に記載された目的

この法人は、経営改革や業務改善を切望している中小企業・零細企業の経営者とそれを支援するITコーディネータ・中小企業診断士などの各種専門家とを結びつけるため、相談・支援に関する事業や交流会・研修会に関する事業を行い、経営とITの架け橋の役割を担い、地域の経済活動の活性化を図ることを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年12月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量

空港用3,000立級大型化学消防車 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課

島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成16年12月3日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社出雲ポンプ 出雲営業所

島根県出雲市浜町322-2

5 落札金額

163,065,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成16年10月15日

正 誤

平成16年10月29日付け島根県報第1,620号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	下から19	「 美濃郡匹見町大字紙祖 」	「 美濃郡匹見町大字紙祖 飯石郡頓原町大字八神 飯石郡掛合町大字波多 」
	下から13	「 益田市匹見町紙祖 」	「 益田市匹見町紙祖 飯石郡頓原町大字八神 雲南市掛合町波多 」